

国保事業費納付金等算定標準システムにより平成 28 年度に試算を行うため予め決定すべき算定方針及び係数について

- 1 平成 28 年 4 月 28 日付け保発 0428 第 17 号厚生労働省保険局長通知「国民健康保険における納付金及び標準保険料率の算定方法について（ガイドライン）」58 ページ～59 ページにより予め決定すべきとされている算定方針及び係数

区分	算定方針・係数	備考
(1) 基礎的な算定方針について	① 都道府県又は二次医療圏ごとに統一の保険料水準とするか。	
	② 都道府県又は二次医療圏ごとに高額医療費を共同で負担するための調整を行うか。	
	③ 納付金として集め、また同時に保険給付費等交付金で給付する対象範囲を療養の給付以外の出産育児一時金、葬祭費、保健事業等に拡大するか。	
(2) 主に納付金の算定に必要な係数、方針	① α （医療費指数反映係数）の設定の仕方	
	② β （所得係数）の設定の仕方（医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分）	
	③ 賦課限度額（医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分。市町村標準保険料率の算定にも当該限度額を用いる。）	市町村基礎ファイル 関連項目 No5,6,11,12,56,59
	④ 保険者努力支援制度の都道府県分の扱い	
	⑤ 所得のシェアや人数のシェアで納付金の配分を行う際、世帯数や資産税総額を勘案するか。	
(3) 主に標準保険料率の算定に必要な係数、方針	① 標準的な収納率（医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分/各市町村の規模別等）	
	② 標準的な算定方式（2方式、3方式、4方式）	市町村基礎ファイル 関連項目 No5,6,11,12,20,21, 56,59
	③ 所得割指数、資産割指数、均等割指数、平等割指数（医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分）	市町村基礎ファイル 関連項目 No5,6,11,12,56,59
	④ 都道府県繰入金 2 号分を活用した激変緩和措置の調整する範囲（標準保険料率の算定に必要な保険料総額（e）の増加を一定割合以内に収める際の基準）	
	⑤ 保険者努力支援制度の都道府県分の扱い（(2) ④再掲）	

2 市町村が「市町村基礎ファイル」を作成するに当たり県が予め決定すべき算定方針及び係数

算定方針・係数	市町村基礎ファイル 関連項目	備考
賦課限度額（医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分）	No5,6,11,12,56,59	関連項目の設定値の計算に必要。
市町村標準保険料率の算定方式 （2方式、3方式、4方式）	No5,6,11,12,56,59	【係数】 関連項目の設定値の計算に使う係数（県が通知する基準保険料額（率））が算定方式により異なる。 ⇒算定方式により市町村の設定値が異なる。
	No5,6,11,12,20,21,56,59	【設定値】 算定方式により設定する値が異なる。
標準保険料率（市町村算定方式）の算定を行うか。	No13,14, 60	算定する場合は、値を設定する。
退職被保険者等の遡及適用数抽出期間終了月	No76~100	No76 の項目で指定する終了月により No77~100 の設定値が異なる。

（注） 1 及び 2 の「市町村基礎ファイル関連項目」については、「国保事業費納付金等算定標準システム外部インタフェース仕様書 2016 年 7 月 1 日（第 1.2 版）」に基づき抜粋して記載している。